

○財務省告示第七十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年五月二十五日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年六月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（十年）（第三百二  
十三回、第三百二十四回、第三百  
二十五回、第三百二十七回、第三百  
二十八回、第三百二十九回、第三百  
三十回、第三百三十二回及び第三  
百三十六回）、利付国庫債券（二  
十年）（第五十六回、第五十九  
回、第六十二回、第六十三回、第  
六十五回、第六十六回、第六十七  
回、第六十八回、第七十三回、第  
七十四回、第七十八回、第八十一  
回、第八十四回、第八十五回、第  
八十六回、第八十七回、第八十九  
回、第九十二回、第九十三回、第  
九十四回、第九十七回、第九十八  
回、第九十九回、第一百零二回、  
第一百零三回、第一百零四回、第  
百零五回、及び利付国庫債券（三  
十年）（第四回）

二 発行の根拠  
法律及びその  
九条第一項  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項  
社債、株式等の振替に関する法

三 振替法の適

用等	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	振替の金額	発行価格	利率
律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定	の適用を受けるものとし、その	利回り格差（第十七号に規定す	る数値をいう。次号において同	じ。を競争に付して行われる入	札にによる発行して行われる入	各申込みのうち利回り格差の小	さいものからその応募額を順次	割り当てる。その応募額を順次	額面金額で五千四百六十八億
五万円	六千十億四千五百二十九万九千	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円	五万円
の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額	の記載又は記録は、最低額面金額
す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと	す。〇。倍の金額によるものと
平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日	平成二十九年五月二十五日
発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額	発行対象国債ごと、額面金額
出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額	出した金額
100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数	100 + 表面利率 × 残存年数
1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数	1 + (第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差) × 残存年数
募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、	募入決定の通知を受けた者は、
払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ	払込額に追加、次の算式によ
算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払	算出した金額を払込期日に払

い込むものとする。

各発行対象国債の額面の金利前子に  
各発行対象国債の額面の金利前子に  
総額×各発行対象国債の額面の金利前子に  
100×各発行対象国債の額面の金利前子に  
支規数日（利子支払期日は、零。）／365

十四  
利  
子

第十号に規定する発行日後の各  
発行対象国債の額面の金利前子に  
と、各支払期において、次の  
算式により算出し、期を、  
う。ただし、算出した金額を、  
日に当たり、支払は、その翌  
日に支払う（償還期限に  
同日に支払う（償還期限に  
各発行対象国債の額面金額×各  
発行対象国債の利率／100×1／2

十五  
償還  
金額  
十  
七

償還金額の  
入札の基  
準とする  
各発行の  
対象国債  
の利息

九、五、二、三、日付で、本証  
業協会が発表した公社債店頭  
買参考統計表に掲載された平  
均値の単利回り（平成十九  
年五月二十二日午前九時以  
訂正された場合）は、訂正後  
当該単利回りとする。  
日本銀行（）とす。

十八  
元利金支  
払場所加  
入札参加  
者  
払込期日

平成二十九年五月二十五日  
財務大臣から通知を受けた者

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 第十三年回 二百三十	○・六%	十年平 日十成 二三月 十二五	八百七億 円
利付国庫債券 第十三年回 二百三十	○・八%	日年平 日年平 九成三 月二十 二十五	五十九億 円
利付国庫債券 第十三年回 二百二十	○・八%	日年平 日年平 六成三 月二十 二十五	億八 円百 二十 四
利付国庫債券 第十三年回 二百二十	○・六%	日年平 日年平 三成三 月二十 二十五	円三 百八 十億
利付国庫債券 第十三年回 二百二十	○・八%	十年平 日十成 二三月 十二四	九十九億 円
利付国庫債券 第十三年回 二百二十	○・七%	十年平 日十成 二三月 十二四	五十億 円
利付国庫債券 第十三年回 二百二十	○・八%	日年平 日年平 九成三 月二十 二十四	六十四億 円
利付国庫債券 第十三年回 二百二十	○・八%	日年平 日年平 六成三 月二十 二十四	億六 円百 三十 三
利付国庫債券 第十三年回 二百二十	○・九%	日年平 日年平 六成三 月二十 二十四	億三 円百 九十 一

（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第六十 回三年 ）百）庫 三 庫 十 債 十 券
二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %	〇 ・ 五 %
十年平 日十成 二三 月十 二十七	日年平 九成 三月三 二十七	日年平 六成 三月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十 二十六	日年平 三成 三月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 六成 三月三 二十五	日年平 六成 三月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二十四	日年平 六成 三月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二十六
二 億 円	一 億 円	三 十 四 億 円	円百 二十 二億	十 二 億 円	十 四 億 円	九 十 八 億 円	二 億 円	三 百 億 円	二 億 円	百 五 億 円	十 九 億 円

（（利 第二付 百十国 三年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 八）債 ）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 七）債 ）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 ）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 ）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 ）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 ）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 ）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 六）債 ）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 ）券	（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 ）券
二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %
六平 月成 二四 十日 年	六平 月成 二四 十日 年	日年平 九成 月三 二十九	日年平 九成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三月 十八二 十八	日年平 九成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	十年平 日十成 二三月 十七二 二十七
一 億 円	億三 百九 十七	一 億 円	二 十七 億 円	百 十七 億 円	二 億 円	七 億 円	四 億 円	二 億 円	二 億 円	一 億 円	億二 百六 十九

（（利 第三付 四十国 回年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十国 二年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十国 十年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十国 十年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十国 十年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十国 十年庫 ））債 券
二 ・ 九 %	一 ・ 六 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %
十年平 日十成 一四 月十 二二	日年平 六成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十二	十年平 日十成 二四 月十 二一	十年平 日十成 二四 月十 二一	日年平 九成 月四 二十 十一
十五 億 円	三百 七 億 円	五十 一 億 円	円百 六 十 八 億	七十 三 億 円	六 億 円